

今立吐酔の教育資料の研究

川 村 覚 昭

要 旨 本稿の目的は、明治十二年に京都の最初の中等学校として設立された京都府中学の初代校長を務めた今立吐酔に関する教育資料を翻刻して、彼の京都および日本での教育史上の位置を研究するための資料を提供しようとするものである。

今立吐酔は、近代日本の黎明期にアメリカに留学し、西洋近代の理化学を学んだ開明的人物であり、京都の近代化に重要な役割を果たした教育者である。彼の教育実践の背景には、近代科学の思想とともに浄土真宗の開祖である親鸞の宗教思想があり、今回の教育資料の翻刻に当っては、彼の教育思想の研究に重要と思われる科学および宗教に関するものを中心とした。

更に多くの教育資料のうち吐酔の資料かどうかを吟味することも本稿の目的とした。
 (キーワード) 教育史上の位置、近代科学の思想、宗教思想、教育思想、吟味

はじめに

本稿は、のちに京都府尋常中学校、そして京都府立第一中等学校へと発展する京都府中学の初代校長を務めた今立吐酔の教育資料を翻刻して彼が京都および日本の教育史上で果たした位置を研究するうえで資料を提供しようとするものである。本稿で翻刻する資料は基本的に私が収集したものであるが、しかし一部の研究者には知られていないものである。ただ今日まで奥深く書庫に眠っていたため、社会的には殆んど知られていない。今回私が翻刻するものは、そうしたものの

一部であり、吐酔研究にとって不可欠なものである。

ところで、私が、吐酔の教育資料を翻刻しようとするのは、彼が京都および日本の近代の黎明期に教育界で重要な役割を果たしたにもかかわらず、今日忘却され、不当に扱われていると思うからである。彼の教育資料を翻刻することで江湖に供し、彼の研究が更に進むことを期待するものであるが、その際、問題にしなければならぬのは教育資料自体の研究である。なぜなら、吐酔の資料かどうか明確でないものもあるからである。本稿ではその点も考え、翻刻しようとするものである。

一 問題意識

京都府中学の初代校長を務めた今立吐酔の教育思想と教育実践の全体像については既に発表した。私は、彼の教育思想と教育実践の背景には彼の宗教思想があり、それが彼の教育の基礎になっていると考えているが、そのことを既に論文で明らかにしておいた。¹⁾

教育と宗教との関係は今日に於ても教育学研究の重要な問題である。それは、公教育に於て国家が宗教をどのように扱うかという教育行政上の問題が国民の思想信条と関って問われるからである。近代社会の成立は基本的に人間が個人の自由獲得を決意するところから始ることを考えると、人間の思想信条の自由を侵す教育は否定されねばならないであろう。しかし、優れた教師の教育実践にはしばしば宗教思想が背景にあり、それが教育思想の土台となり、教育実践を促している。我々は、その典型としてペスタロッチを知っている。彼の墓碑に記された「全ては他者のためにして、自己のためには何事もなさず (Alle für andere, nicht für sich)」という銘文は、彼の人と為りをよく願っている言葉として知られているが、そこに見られる彼の教育実践はプロテスタントの信仰を中心にするものであった。彼は言う、「神を忘却したり神に対する人類の子としての関係を誤認したりすることは、全人類における人倫と啓蒙とそして智慧との一切の淨福力を破壊する源泉だ。従って人類が神に対してこのように子心を失うことは、世界の最も大きな不幸だ。というのはそれは神の父としての教育を挙げて不可能にするからだ。そしてこの失われた子心を回復すること

は、地上において失われた神の子たちを救済することだ。」²⁾と。この言説にあるように、彼は、実際、自らの私財を投げ出して極貧の子どもたちの救済のために教育に専念したのである。そこに彼が、今日でも「人類の教師」あるいは「教聖」と仰がれ、教師の理想像として尊敬の対象になっている所以があると言えよう。

今立吐酔が、こうしたペスタロッチと比肩できる教師であるかどうかはここで問うことはできないが、今立吐酔が明確な宗教観をもっていたという意味ではペスタロッチと類似性を持ち得るのである。彼の宗教観は仏教のなかでも最もキリスト教の信仰形態に近い浄土真宗によるものである。これは、人類救済の可能性を開いた「一切衆生悉有仏性」という大乘仏教の精神が阿弥陀仏の救済論に最も具体化していることを親鸞の身証的開明によって明らかにされた宗教であり、極重悪人の人間の中にも仏性を見ようとする阿弥陀仏の絶対の救済を主張するものである。従って、この信仰形態に立つものは、堕ちるところのない絶対の安心感とともに他者への積極的な救済活動を展開する。それは、親鸞の「自信教人信」の言説によく表れているが、今立吐酔の教育実践にもそのことが現れているように思われる。

京都府中学は、明治十九年の「学校令」によって京都府尋常中学校になる。そして翌年七月に今立吐酔は校長を辞職して徳永満之が第二代校長となる。彼は、後に清沢姓を名のって近代日本に於て世界的な仏教思想家として活躍する清沢満之である。彼自身も阿弥陀仏の信仰を中心に活躍し、親鸞の浄土思想を世界的な宗教思想へと押し上げること努力した人物である。この点から見ると、今立吐酔は、同じ

宗教的基盤に立ちながらも、今日ではまったく無名に終わっている。確かに今立吐醉は、清沢満之のような哲学的な思索の訓練は受けていないし、哲学的な著作も発表していない。しかし、彼は、来日したグリフィスから囑望され、彼から西洋近代の最新の理化学を学び、しかもアメリカのペンシルベニア大学留学によってそれを深めた人物である。その意味では、日本とは違った異文化の地で当時としては最新の科学思想を直接肌で感じ修めた最も開明的な人物の一人なのである。そのことが、京都府中学の校長に抜擢される原因でもあったと考えられる。しかし、彼に対する評価は、清沢満之と比べると皆無である。私は、その違いを見据えたとき、そこに今立吐醉の教育実践家としての教師たる姿があるように思える。彼には、後で見るように、科学者としてのキリスト教批判の論文などもあるが、それ以上に彼は教育者であったのである。彼は、親鸞的な大乘的浄土思想を背景に科学教育に専念した教育者であったのである。そこに自らの信仰を哲学的に理論化しようとした清沢満之とは本質的に違うと言わねばならないであろう。本稿では、こうした問題意識を持ちながら、今立吐醉に関する乏しいオリジナルな教育資料を出来る限り翻刻し、注目されながらも無名の内に去った彼の実像を知る手がかりを得ようとするものである。

II 今立吐醉の教育資料解題

今立吐醉自身のものと思われるオリジナルな教育資料は甚少である。彼の自筆のものに関しては生家・満願寺に残されている書簡、詩

文およびアメリカ留学中の手記があるのみであり、その他は全て間接的なものである。ただ国立公文書館に保存されている公文書には彼自身が上申したと思われる若干の資料がある。

しかし、間接的なものではあるが、彼が書いたと思われる論文や書簡が様々な著書に採録されている。キリスト教批判の論稿としては神崎一作編集の『破邪叢書』（明治廿六年、哲学書院、国立国会図書館所蔵）、および明如上人伝記編纂所篇の『明如上人傳』（昭和二年）に見られる。また留学前後の書簡については山下栄一氏の著作『グリフィスと福井』（昭和五十四年）と『グリフィスと日本』（一九九五年）に採録されている。私が山下氏から聞いたところによると、それらに採録された書簡はいずれも満願寺に保存されていたものであるとの説明であったが、私自身はそれらと同じ書簡を満願寺で確認することはできなかった。散逸していると思われる。更に山下氏の論文「グリフィスと今立吐醉」（日本英学史学会『英学史研究』第8号、一九七五年九月）にも書簡が紹介されている。また吐醉が第三高等中学校の京都設置の経緯を回想した論稿が京都府立第一中等学校の同窓会誌『会誌』（大正九年十二月）にある。

更に吐醉の教育資料として出色なのは『徳重文書』³である。これは、国史学者の徳重浅吉博士が、皇紀二千六百年と京都府教育会創立六十周年を記念した『京都府教育史』を編集するさいに収集された膨大な教育資料群のことであり、今日、全部で二十一巻が残されている。その中に今立吐醉に関する記録が多数散見されるのである。『徳重文書』は基本的に京都府の教育に関する公文書を収集しているもの

であるが、知事や政府への意見具申などの記録も収録されている。吐酔は、校長職にあったため、彼自身の意見具申と思われるものが散見され、それ故、彼の教育思想と教育実践を知るための貴重な資料であると言ふことができる。

『徳重文書』のように吐酔に関する一次資料が収録されたものは、現在のところ他には見られない。吐酔は、京都府尋常中学校を退職後は外交官と校長職を繰り返すが、そのことは先の国立公文書館の公文書から分る。しかし、彼自身の思想を窺わせるような記録は今のところ見出せない。彼は、明治十九年創設の滋賀県商業学校（現在滋賀県立八幡商業高等学校）や明治十年創設の県立神戸商業学校（現在兵庫県立神戸商業高等学校）の校長職、更に福岡藩の藩校の流れをくみ、明治十八年創設の福岡県立尋常中学修猷館（現在福岡県立修猷館高等学校）の館長代理を務めている。それらの記録はそれぞれの学校の『校史』や『会友誌』に見られ、彼の教育実践を理解するための間接的な教育資料となっているが、『徳重文書』に見られるような具体性はない。この『徳重文書』についてはその目録が昭和四十一年から三年間にわたり『明治前期における京都教育資料分類目録——故徳重浅吉氏所蔵資料による——』として京都市教育研究所から発行されている。

また今立吐酔の親族、友人、生徒などが吐酔について書いたものがある。吐酔の親族として彼の業績と生活を克明に記録したものとして今立成因のノート『吐酔大人の事』（昭和三十七年五月）がある。この一部は既に翻刻したが、ノートには彼の私生活に及ぶ記録もある。

また雑誌『大地』第七卷第六号（昭和六年六月一日）には彼の人為りを知るうえで貴重な論稿がある。そして彼の具体的な教育実践を知るうえで貴重な記録は、『京一中洛北高校百年史』（昭和四十三年七月）である。ここには生徒の目から見た吐酔の記録がある。

この他、グリフィスの著作として有名な『皇国（The Mikado's Empire）』や彼の『日記（Journals of William Eliot Griffs —— The Fukui Journal 1871-1872）』更には『京都府教育会五十年史』（昭和五年）、『京都府誌 上』（一九一五年）その他多数の著作や論文に今立吐酔の名前と事項が現れる。それらはいずれも吐酔の教育実践を知るためには欠かせないものであることはいまでもない。

以上に於て私が現段階で見聞し収集した吐酔の記録で彼の教育思想と教育実践を理解するうえで貴重な教育資料の解題を終るが、本稿では、このなかでも特に注目される『徳重文書』を中心に翻刻と検討を行いたいと思う。

III 今立吐酔の教育資料の翻刻

(一) 吐酔の履歴

昭和四十三年に京都府は府政百年を迎えたが、それを記念して『京都府百年の年表』が京都府立総合資料館の編集で刊行された。部門別の年表として全部で九巻に纏められているが、その第五巻目の「教育編」を見ると、明治六年（一八七三年）十月八日の欄に「今立吐酔（福井学校のグリフィスの門人）、学務課出仕を拝命（明14・7には中学校教授専務月俸100円）」とある。しかし、この記述については慎

重な検討が必要ではないかと思う。なぜなら、私の見る限り、この記述に相当する記録がないからである。

今日、国立公文書館に所蔵されている吐醉の履歴書、および『徳重文書』に見られる吐醉の履歴書のいずれにもこうした記録はない。グリフィスが福井藩の藩校教師を辞して東京に向かったのが、明治五年一月二十二日で、同月大学南校の理学・化学の教師として採用され、明治七年七月まで奉職するが、吐醉も翌年の明治六年に東京外国語学校に入学しているのである。福井に於けるグリフィスと吐醉の親密な師弟関係を見ると、彼の上京はグリフィスの上京に影響されたものと考えられるのであり、京都府への奉職は基本的には考えられないと言えるであろう。従って、上記の記録は誤りではないかと思う。

『徳重文書』にある今立吐醉の学務課出仕の最初の記録は、明治十二年十一月廿八日附のものである。そこには「右去ル十月八日拜命同十日十一日兩日出勤十二日ヨリ帰省致居候・・」(『徳重文書』第三卷、1760 pp.)と記されている。上記の年表の日付けが十月八日であり、『徳重文書』のそれと一致することからすれば、年表作成の段階で何らかの間違いが生じたのではないか、そのように思われるのである。

今立吐醉が京都府出仕として採用になる経緯については今日に於ても不透明な部分が多いが、吐醉研究に於て彼の履歴は大変重要であると思われ、上記のような誤記を訂正する意味でも彼が自己申告した履歴書をここで翻刻したいと思う。

吐醉の履歴書としては、寺島内務権書記官が明治十六年に京都府を

巡回したさいに提出されたもの(『徳重文書』)と国立公文書館に所蔵されている「奉職履歴」、および明治二十年六月に外務省翻訳官に採用されるとき履歴書、そして大正八年十二月に司法省通訳掛書記に任用されるとき履歴書があるが、基本的に「奉職履歴」と変わるものではない。『徳重文書』のそれは万延元年から明治十五年の校長職就任まで、「奉職履歴」は明治十二年の京都府出仕から明治廿七年の神戸商業学校奉職までが記載されている。なお翻刻に当っては句読点をつけて読みやすくした。

○『徳重文書』の履歴書

京都府平民

中学校長兼一等教諭 今立 吐醉

一、万延元年ヨリ慶応二年マデ越前旧鯖江藩大山孝治ニ就キ支那書及習字ヲ学フ。

一、慶応二年ヨリ明治二年迄、越前国福井木田町長慶寺住職甘蔗普薫ニ就キ支那書ヲ読ム。

一、明治三年、福井藩ニ於テ僧学校ヲ設置セシ際、句読教授ヲ勤ム。

一、明治四年、右僧学校ヨリ撰授セラレ、句読教授ヲ止メ、藩校ニ入り米国人グリフィスニ就キ物理及化学ヲ学ヒ、英国人ルシーニ就キ英語学ヲ学ヒ、旁ラ数学ヲ学フ。

一、明治五年、敦賀県下越前国南條郡武生□小学校ニ於テ英語学教授ヲ勤ム。

一、明治六年、東京ニ出テ本願寺ヨリ学資ヲ給セラレ、東京外国語
学校ニ入り、英学数学ヲ学ヒ、明治七年ノ始メ開成学校予備門
ニ入り、全学予科生トナル。

一、明治七年七月、文部省御雇教師米国人グリフィス帰国ノ際、旧
子弟ノ好ヲ以テ共ニ伴ハレテ米国ニ赴キ、明治八年ノ夏ニ至
ルマデ、グリフィスノ著ス所ノジャパニーズエンバイエル(皇
国)ノ草稿ヲ校訂セリ。

一、明治八年九月、米国費拉的児非亜府ナル片西児哇尼亞大学校ニ
入り、再ヒ本願寺ヨリ学資ヲ給セラレ、土木建築学ヲ修メ、同
十二年卒業シ、パチエロルオフサインスノ称号ヲ得、京都府ニ
雇ヒ入レラル。中学校ニ於テ物理学化学及歴史ヲ教授ス。
一、明治十五年一月、京都中学監事兼務被申付、同年五月校長兼一
等教諭ニ任セラル。

○国立公文書館の「奉職履歴」

東京府平民旧福井藩

今立吐 醉

安政二年正月廿六日

明治十二年十月十二日京都府雇(京都府)。

全 十三年十一月十五日雇中一ヶ月金百円差遣候事(京都府)。

全 十四年四月五日日本年通常府会議案取調委員○七月十六日府立中
学校出仕○十月八日允請自今月俸八拾円支給(京都府)。

全 十五年一月十八日客年中勉励候ニ付月給四分ノ一賞賜○一月廿

七日監事兼務○五月廿六日京都府中学校長兼一等教諭○九月廿
五日仕京都府中学校長兼一等教諭、但准八等官月俸八拾円支給
○十一月八日御用有之上東京(京都府)。

全 十六年一月十六日客年中格別勉励候ニ付月俸三分ノ一賞与○
十二月二十八日事務勉励候ニ付為慰勞月俸四分ノ一下賜(京都
府)。

全 十七年五月十二日御用有之大阪府及兵庫県へ出張○六月六日御
用有之岐阜愛知両県へ出張○十二月廿七日事務勉励候ニ付為慰
勞月俸四分ノ一下賜(京都府)。

全 十八年九月廿一日為水害者救助金拾円五拾銭差出候段奇特ニ
付為其賞木盃一個下賜○十二月二十一日品行学力等検定ノ上中
学校師範学校ノ教員タルコトヲ免許スル者也(文部省) 十二月
二十八日事務勉励候ニ付為慰勞月俸五分ノ一下賜(京都府)。

全 十九年八月一日為学資商業学校へ金貳円差出候段奇特ニ候事○
九月十四日御用有之上東京ヲ命ス○十二月二十八日事務勉励候
ニ付為慰勞月俸三分ノ一下賜(京都府)。

全 二十年一月十九日任京都府尋常中学校長、全日月俸八拾円ヲ給
ス○六月十三日自今月俸百円ヲ給ス○六月二十四日外務省へ出
向ヲ命ス、全日京都府尋常中学校長在職中、財務勉励ニ付為慰
勞金三百円給与ス(京都府) 六月二十一日任外務省翻訳官、全
日叙奏任官四等(内閣) ○六月廿一日上給俸下賜(外務省) ○
七月二十二日京都府勤務中ノ事務引継トシテ全府へ出張ヲ命ス
(外務省)。

- 全 廿一年七月廿五日任公使館書記官、全日叙奏任官四等（内閣）
- 全日清国北京在勤ヲ命ス、全日中級年俸下賜（外務省）。
- 全 廿二年五月十二日臨時代理公使ニ任ス、全日下級代理年俸下賜（外務省）。
- 全 廿三年一月十六日在北京公使館出納官吏ヲ命ス○七月十一日叙正七位（宮内省）十月四日明治廿二年八月大和国吉野郡水害ノ節罹災者救助トシテ金壹円六十銭余寄付候段奇特ニ候事（賞勲局）。
- 全 廿四年四月一日下級俸下賜（外務省）○十月廿七日明治廿二年八月及九月和歌山県下洪水ノ節罹災者救助トシテ金壹円余寄付候段奇特ニ候事（賞勲局）。
- 全 廿五年三月廿九日清国在勤ヲ免ス○全日在清国公使館出納官吏ヲ免ス（外務省）○四月四日明治廿二年中福岡県各郡洪水ノ節罹災者救助費トシテ金壹円余寄付候段奇特ニ候事（賞勲局）○七月十五日県立尋常中学修猷館教諭ヲ囑託ス、但月手当金百円給与ス○十月十八日第五等中学校設置区域内各県協議会ニ付熊本県へ出張ヲ命ス（福岡県）。
- 全 廿六年三月廿八日依頼免官。
- 全 廿七年八月八日任県立神戸商業学校校長、但月俸金八拾円給与（兵庫県）○十二月十五日任県立神戸商業学校校長（内閣）○全日年俸九百六拾円下賜（兵庫県）。

今立吐醉は、神戸商業学校校長としての奉職のあと、明治二十八年六

月には日清戦争勃発後の占領地の総督部民政部事務官を命じられている。公文書では次のようにある。

正七位 今立吐醉

任占領地総督部民政部事務官

占領地総督部民政部事務官正七位今立吐醉

叙高等官六等

右謹テ奏ス

明治廿八年六月十三日

内閣総理大臣伯爵伊藤博文（花押）

この民政事務は同年十二月に清国に占領地が還付されたため終了し、吐醉は帰国する。そして滋賀県商業学校校長に就き、再び教育に携わることになるが、明治二十九年十一月に辞職願を文部大臣に提出して辞職している。国立公文書館にある吐醉の辞職願は次のようなものである。

辞職願

吐醉儀

先般滋賀県々立商業学校校長ニ任セラレ候処久敷病氣ニ相悩ミ近来ニ至リ脳病相発シ迎モ劇務ニ難堪候間辞職仕度右御聴許願上候也

明治廿九年十一月九日

滋賀県々立商業学校校長

正七位勲六等 今 立 吐 醉 (印)
 文部大臣侯爵 蜂須賀茂韶

そして同年十一月二十六日に正式に免官になっている。吐酔の脳病は、同時に提出された診断書によると「脳充血症」で、二ヶ月の安静療養で回復することが分るが、吐酔は辞職を決意したのである。この辺りが彼の性格を表しているように思われる。そしてこのときの出来事は彼にとっては不愉快なものであったらしく、大正八年十二月に司法省の通訳掛書記として任用されるときに提出された履歴書には滋賀県々立商業学校長についての記述はなされていない。明治二十九年の記述は「二九・二 明治廿七八年戦役ノ功ニ依リ勲六等瑞宝章及金百円ヲ授ケ一ヶ月金百円ヲ給与ス 但横浜地方裁判所並同検事局へ出仕スヘシ」となされているだけである。

(二) 吐酔の宗教観を示す論稿

既述したように、吐酔は西洋近代の最新の科学を修得するとともに、親鸞の宗教思想を自らの生き方としてもっていた人物である。従って、彼の教育思想とその実践には科学的立場と親鸞的な宗教観が現れている。それは、彼自身、科学と宗教の関係を考えなければならぬ事態にあったと思われる。以下に翻刻する論稿はそうした一面を表しているように思われる。

最初に翻刻するものは、国立国会図書館所蔵の『破邪叢書』に収められたキリスト教批判の著作「耶蘇教の十字架は即ち偶像たるの論」

で、吐酔がアメリカ留学中に寄稿したものである。どこに寄稿したのかは今のところ分らないが、神崎一作によって取り上げられたものである。後者は西本願寺第二十一世宗主大谷光尊(明如上人)の二十五回忌を記念して編集された『明如上人傳』所収の書簡を翻刻する。これも滞米中のものであり、青年吐酔がどのような思想心情であり、どのような教育観をもっていたかを知るための貴重な資料である。なお原文には段落始めの一字下げや句読点がないが、翻刻に当っては一字下げ、および句読点や括弧を適宜施して読みやすくした。変体仮名は平仮名に直した。

○耶蘇教の十字架は即ち偶像たるの論

(米国費府ペンシルバニア大学留学)

今 立 吐 醉

耶蘇教固く偶像を拝し邪神を奉するを禁す。而して其最も崇敬する十字架は、其意、耶蘇の磔刑を表するに似たりと雖ども、其源全く邪神に根して、而して遂に耶蘇教徒の一般、之を用ゆること、猶ほ他教に偶像を奉すると一般なり。今、茲に、子か修学する大学の雑報中に於て十字架の原因を論する一章を得たり。依て之を抄訳して以て諸子の参考に供す。

十字架とは何かと問はれし時、誰か之に明了の答をなし得るや、其原因は何くにありや、其後如何に変し来りしや、又耶蘇教の神堂には何等の主力により那の十字架を用ひ来りしや。偶神の表章を仮りて基督の神堂に安し、又、塔尖に窓間に戸壁に悉く厳肅に掲示せしは、実に一奇事なり。今、此に聊か其由来を明にすへし。

希臘本の聖書新約に十字架を示せし語は、「ストーロス」と「ズーロン」の二語なり。而して斯の二語共に、今、一般に称する十字形の意を含ます。蓋し、十字形とは横一画と豎一画と互ひに直貫せしものなり。然るに「ストーロス」も「ズーロン」も共に此義を保せず。夫れ「ストーロス」は直挺なり、強棒なり。而して耶蘇は此「ストーロス」に磔せられたり。又た「ズーロン」は直用的の木材なり、杖なり、梁なり、樹なり、と訳して、更に十字形の意をなさず。而して「ストーロス」は数々新約書に出て、以て全たく耶蘇磔刑の所に用ゐたり。

今、考ふるに、古へ丁字架といふものあり。「トー」と称す。是れ最とも今、用ゆる所の十字架に近しとす。而して此丁を考ふるに、旧約書の中に屢々以士拉爾及び猶太人の「ベーラム」魚身、及び「アシトレツ」神女に事へテ、其偶像を奉するを禁罰せしを見る。「アシトレツ」は、即ち西利亞の「アスタルテ」二にして、神談書には之を「ペナス」と称す。曾つて「タムムズ」といふ者あり。「アスタルテ」に籠せられたり。神談書には又、婦女は「タムムズ」が猛獣の牙に死せしことを載せたり。是れによりて、西利亞の婦女は「アスタルテ」の祭日の夜に集会して、彼男子の死を傷悼し、新月の形を高く掲て「アスタルテ」を祭り、丁字架を立てて、以て「タムムズ」の紀念とせり。「タムムズ」は T A M M U Z と書す故に、其名の題字なる T を取りて其架を起せしものか。

備、今、此の偶神の表を基督教の国中に用ひ初めしことを論せんとするに付ては先づ旧約書中「エゼキール」の編第八章中の一条を

引て、以て其源を明らかにすへし。其文に曰く、その時、彼れ子を導きて神の家に到れりエルサレム婦女の集り、坐して「タムムズ」を悼める云々。是れ即ち耶路撒冷エルサレムに於て嘗て偶像教の盛んに行なはれたる一証なり。又「ソロモン」王は、「アシトレツ」を祭る為に耶路撒冷エルサレムに高台を起せしことあり。是に依て之を觀れば、彼の偶神は夙に猶太人の知る所となり、而して相伝へて、其後、孫に及びしこと明らかなり。又た「アスタルテ」信奉の世界に広まりしことは実に驚くに堪へたり。其名埃及より遙かに印度に及びり。此の女神の形ちを埃及の石碑に刻し、西利亞の金貨に印し、又尼涅比の墟石中に散見せり。像みな手に羅馬の巫の手杖、或は今の高僧の携ふる手笏の如きものを捉れり。韃靼の仏徒中、十字形を崇奉するものあり。又「タムムズ」の神秘の中に入る者の額に彼の神丁を印する風俗あり。丁は、即ち偶像を奉する人民の旗章の一半にして、他半は、即ち新月の形なり。「アスタルテ」の名、大いに天下に広まるに及んで、耶蘇教の徒も亦た他教の徒と共に其表形を写用することなれり。丁字架は、源と杭の如きものにして之に索を施こし、以て畜獸を繋ぎしものなり。埃及牧王の時、之を用ゐしなり。埃及の古碑中に牧夫の丁を捉て、之れに牛羊等を繋ぎし様を彫刻せしものを見る。彼の牧王の時代は、亜不拉罕アブラハムの時二に亘りて、当時、偶像教最も盛んなり。時を経て、那の木丁の遂に王位の標章となりしは、猶ほ牧夫の杖の遂に羅馬法王の標笏となりしか如し。我徒が此牧杖を認め、神威の表と見做が如く、埃及人も亦た彼の丁を把りて神徳の標となせり。今、之より一步を進めて見れば、是を指して直ちに神の

代標と見做せしは更に怪しむに足らず。故に僧威の盛んなりし時に當りては、諸民は此標章を直に真神の代形と認了せしや亦た明らかし。

又、次に、丁字形を把て救世主の磔木とし、或は甚だしきに至りては、此彼混同せしが如き由縁を細やかに論弁せんか為に「コンスタンチン」帝の夢話は普ねく衆人に膾炙する所なれとも、今その要点を載せて以て此一段の次第を詳らかにすべし。蓋し、「ユーセヒユス」によれば、「コンスタンチン」空中に幻象を見し時、之れを写し、以て其軍章となすべしと命ぜられたりと云へり。彼空中に見し物は、十字形に「是に依て征討すへし」といふ希臘語を添へし者にはあらずして、即ち基督の名の頭字なるXPを交書せし(✕)文に右の希臘語を加へたるなり。又、同じく、「コンスタンチン」は、其兵の盾面にも彼の神印を刻すべしと命ぜられたりと云へり。彼れ此命に従つて其兵の盾面にXPの交印を刻せり。是に依て「コンスタン」の空中に望みし幻象の真形を知るへし。其兵の盾上印せし章は、即ち基督のX印にして、「タムムズ」の丁にあらず。又、その後、「ジュリアン」帝の語について彼の印はXにして丁にざることを証すへし。

最初、救世主の磔刑を標せしものは、丁の横画の両端にA_{字初}U_{字終}(希臘国字いろはの初末の字なり)を記せり。其次に丁を十に変し、其下籽を画せり。第三に流血淋漓の籽を画き、而して終に今見る如き耶蘇の磔刑に死せし像と変ぜり。若し彼の「コンスタンチン」帝の夢幻の記事を实的なりと許せば、今の十字は贗制なり。是

則ち有名無実なり。若し又其夢幻を全たく虚仮なりとせば、XPは耶蘇の印章、而して丁は「タムムズ」の標なり。「ストーロス」は独木挺にして二箇縦横せしものにはあらず。又、印は、Xなり、十にあらず。知るべし、今、此二別物を呼ぶに一名を以てし、而して之れに悪むべき死刑の名を施こせしは混乱の至り、全たく著明の作意たるを。一言、瑣少の交易をなして、多少の奇形を示すものは、尤とも笑ふべきの至りなり。

此の如く論じ来れば、耶蘇教の神堂中に数多偶像に類する者を見るは実に奇怪の至りと謂ふへし。該府下(費府)一大神堂に安する十字架の繞圍に輪形を添へしは、全たく日影に丁字を添へたるに異ならず。物の変移と年諸に従かつて数多の雜弊の自然に教中に混入せし物の中、最も奇にして且つ一大悪弊と称すべきものは、即ち神聖の印章を邪神の偶像に変ぜしものか、云々。

筆者注(一)アスタルター(Astarte, Αστρονότης)のこと。シリアの豊穰多産の女神。

(二)タムズの神のこと。バビロニアの農業神であるが、セム語で「主」を意味するAdonと同義で、植物の芽生え、繁茂と冬のあいだの死を象徴する。

○『明如上人傳』所収の書簡

(明治十一年三月五日付本願寺執事香川傑晃宛)

我国数百年間治安に眠り人智萎弛し、従て宗教も傾敗せんとするに至れり。維新の際、外人と交際を開に當て、始めて彼人智の遙に我上に超越せるに驚き、当路の人は我民の眠を覚し、鐵路に電気

に学校を起して開明の針路を示すに汲々たり。此時に方りて仰ぎ喜
くは我 大法主、諸賢を率て政力の及ばざる処に力を尽し、我民を
遠からず開明の域に導き給はんことを。夫れ我民を開明に致すには
之に教ふるに開明の智識を以てせずんばならず。然ば之が教導たる
ものは是を知らざるべからず。恐察するに方今我本利に於て大教
校の設けある、夫れ之に根するなるべし。然ば則ち大教校の役重くして
且つ高しと云ふべし。生洋外に学を修めんとして我本利の帑贓を仰
ぐ于茲三年、今我教校の開くるに方て直に帰利して教場に従事せん
こと、素より生が願なり。況んや外遊已に四星霜、帰心益々切なる
をや。然も生の学程今尚一年を餘せり。而して此終一年の間に得べ
き学識は前三年中に得る所よりも多くして且有益なるものあり。仮
比へば前三年は猶春耕夏種秋穫の如く、而して終一年は猶冬蔵の
如し。生若し今にして帰らば猶穫稻を野外に抛て空手還帰するが如
し。生遺憾に不堪。冀くは生をして今一年の学程を行尽せしめよ。
若生をして学識取蔵の後教場に従事せしむる所あらしめば、生の尽
す所に於て欠乏少なきを得ん。生敢て勤めざらんや。生今大教校の
建設を聞て近くは真理智識の我民に光被し、遠くは外教の雲霧を排
て仏日輝を増さんを計り、踊躍歡喜に不堪なり。今我本利の經費多
端なるに當て生が帑贓を仰ぐや、生竦懼に不堪と雖も、一年の遅速
に於て生が後來奉復する所大小輕重の損益あるを以て、敢て嚴謹を
冒して一書を呈す。冀くは諒察して慈訓を垂れよ。

また、誰に宛てたのか判然としないが、吐酔の科学者としての性格

を示す書簡の一部が採録されている。興味深いものであるので、ここ
に翻刻しておく。

兩三週前、費府(三)より少し阻りたる一小府に、一体無音無風滿地黄
粉之降り候事有之候時、偕こそ最後審判之日至りて天より黃硫が降
りて来て、大地が地獄に變ずると云て大騒ぎを致候。然し有心者は
此黃粉を取て顕微鏡の下に看定候、遠隔の林樹の木花にて有之候。
多分旋風に卷上られて彼地に落来り候者と相見え候事が相分り、
先々安堵致候由。開化したアメリカでも矢張り斯様な時節後れの信
者が沢山有之候。

頃日、説教中〔米國基督教の〕に於て、地獄有無之論発して一時
沸騰之論場を開き候。今日に至候ては地獄は有名無実之説に落着致
候様に相見申候。然し頑固之説教者共は、矢張り地獄には疏黄の燃
る中に鬼が金棒を以て罪人を責付る抔と、見て来た様に説く者も有
之候。云々。

筆者注(一) フィラデフィアのこと。

これらの論稿から今立吐酔が真宗信仰に立っていることが分るが、
彼は、昭和三年、七十四歳のときに大谷大学東方仏教協会から『歎異
抄』の英訳を出版していることから、終生真宗信仰をもち続けた人物
であると言いうことができるであろう。彼は、真宗信仰と科学は矛盾し
ないと考えていたことが上記の翻刻から分るであろう。

(三) 吐酔の教育実践に関する資料

真宗の宗教観をもち、近代科学の知識を豊かに吸収した吐酔は、自らの信念に基づいた教育実践を精力的に行つたことが、彼に関する教育資料から分かるが、ここでは『徳重文書』を中心に彼の教育資料を翻刻したいと思う。

○生徒募集

①『徳重文書』第一巻、1431—1432 pp.

本校生徒募集ニ付伺

今般本校へ生徒六拾名ヲ限り来ル九月ニ入学御差許相成度就而者例規之通府下一般へ報告被成下度且又本校門前及三條五條橋辺ニ左之通掲示致度併而伺出候也

掲示案

今般生員六十名ヲ限り入学差許候条志願之者ハ来ル七月十五日迄ニ本校へ可申出事

但通学或ハ入舎ハ生員ノ志願ニ任ス

年 月 日 京都府中学校

明治十五年五月十五日 中学監事 今立 吐酔(印)
京都府知事 北垣国道殿

②『徳重文書』第二巻、1433—1432 pp.

本校是迄毎学期生徒募集ニ付テハ府下各群区役場へ其部内小学校学

務委員等へ勸奨方尽力為致具候様依頼旁照会致来候処其都度郡区役場之手ヲ経テ入学ヲ乞者僅々十数名ニ不過多ハ本校生徒之手続ニ而入学致候是全本校々則学科等詳細領得スルト否トニ由ルト相考候且今般生徒募集ニ付夫々照会致候処応スル者甚少ク是ハ十六年度本校經費廃棄云々多少影闇ヲ醸候哉ニ存候右ニ付既ニ区内小学校ニ就キ学務委員等へ直接勸奨方着手致居候ニ付而者一層之ヲ拡張致シ来ル七月十五日ヨリ本校休業ニ相成候ハ、職員教員之内両三名派出各郡小学校学務委員等へ本校之教科并ニ教則等委曲申聞シ直接奨励方為致度右御許容ニ相成候ハ、派出人名ハ更ニ具申仕度此段伺出候也

明治十五年六月廿七日 中学校長 今立 吐酔(印)

京都府知事 北垣国道殿

③『徳重文書』第一巻、1435—1436 pp.

今般本校生徒募集之義ニ付本校校員等郡区へ派出之上各小学校及学務委員ニ就直接ニ入学奨励致度候間已ニ伺案差出置候得共猶本校ニ於而篤與尺協儀候処本年ハ既ニ地方税ヲ以テ本校支給致候義府会ニ於テ廃棄相成候際ニ有之候得者自今本校より直接募集之為校員等派出致候而ハ世評必粉粉如何那る妨害相醸し却而本校後來之盛衰ニも相関し候哉も難斗と追慮致居候依而今回之処本校より直接奨励致候義ハ相停貴課より間接ニ御奨励被下候様御依頼申上候条此段御取計被下候様奉願上候也

追而本校略則調製之上指出可申候間可然御用可被下候也

明治十五年七月十三日

中学校長

学務課長 野村彦四郎殿

今立吐醉(印)

④『徳重文書』第九卷、8614—8615 pp.

本校生徒募集ニ付伺

今般本校へ生徒三十名ヲ限り来ル五月ニ入学御差許相成度就而者例規之通府下一般へ報告被成下度且又本校門前及三條五條橋辺ニ左之通揭示致度此段伺出候也

揭示案

今般生員三十名ヲ限り入学差許候條志願之者ハ来ル六月三十日迄ニ

本校へ可申出事

但通学或ハ入舎ハ生員ノ志願ニ任ス

年 月 日 京都府中学校

明治十六年五月廿九日 中学校長 今立吐醉(印)

京都府知事 北垣国道殿

⑤『徳重文書』第九卷、8629—8631 pp.

専修生徒募集之儀ニ付伺

今般本校江専修生員二十名ヲ限り来ル明治十八年二月ニ入学差許度就而ハ府下一般江報告被成下度且又本校門前及三條五條橋辺へ左之通揭示致度此段伺出候也

揭示案

今般本校附属工業化学専修科生徒二十名ヲ限り入学差許候條志願之者ハ来ル明治十八年一月十五日迄ニ本校江可申出事

但当分之内当府下ニ於テ本校所定ノ専修科ニ係ル營業ヲ致居候者

ノ子弟ニ限り入学差許候也

明治十七年十一月 京都府京都中学校

明治十七年十一月十日 京都中学校長 今立吐醉(印)

京都府知事北垣国道殿代理

京都府大書記官 尾越蕃輔殿

この他、『徳重文書』第九卷に明治十七年十一月十日付の中学校生徒募集、同十八年十一月二十一日付の中学校生徒募集、そして同日の専修科生徒募集の伺がある。いずれも上記と同文である。

○褒章制度

①『徳重文書』第九卷、8651—8657 pp.

本校前学期試験成績ニ抛リ左ニ記載之生員各等賞譽施行仕度此段伺

出候也元石賞与二十五円二十九銭ハ本校生徒賞与費ナリ支田可致見込ニ候也

追而別紙各等賞与品目并代価相添伺出候也

明治十五年二月廿七日 中学監事 今立吐醉(印)

京都府知事 北垣国道殿

賞与品目

優等賞 スチュアートギ 物理書 金貳円
 尅等賞 ウエブストレギ 小字書 金壹円
 貳等賞 讀書作文譜金七拾五錢
 三等賞 文章軌範 金五拾八錢

(以下名簿略)

②『徳重文書』第九卷、8677—8684 pp.

高等中学科卒業生賞与之儀ニ付伺

本學期定期試験ニ於テ高等中学科卒業致候田中義五郎外二名ハ本校入学以來全六ヶ年之間之星霜ヲ経テ今般高等中学科を卒業致候者ニ有之。同人等ハ品行善良ニシテ在学中一切罰之処分ヲ受ケズ日夜學業ニ勉勵シテ今日此結果ヲ得ルニ至レリ。實ニ四ヶ年ノ學期ニシテ初等中学科ノ業ヲ卒ヘントスル者スラ十中ノ二三ニ過キズ。然ルニ全六ヶ年之間本校ニ止マリ學業ヲ研究シ以テ高等中学科ヲ卒業セシハ特リ本人ノミナラズ其父兄之満足本校ノ面目之ニ過ギズト存候。

明治十二年本校改正已前英語科擴張之為メ府下小学優等生三十余名ヲ拔擢シテ學資ヲ給シ以テ英學ヲ專修セシメントスルノ挙アリ。田中義五郎ハ其一人ナリ。然ルニ義五郎ハ不幸ニシテ体格検査之際醫師身体虚弱ト認メ終ニ其撰ニ當ラズ。然レドモ自費ヲ以テ通學シ給費生ト共ニ學業ヲ勉メ毎學期之試業ニ於テ高等点ヲ得。常ニ同級生中第二三ノ席ニ在リ。十五年本校教則改正之際初等中学科卒業シ爾來益々學業ヲ勵ミ常ニ同級生之第一席ヲ占メ毎學期ノ試業ニ於テ一等賞或ハ優等賞ヲ賜リ終ニ今回高等中学科ヲ卒業スルニ至レリ。

豊田久之助福田吉太郎ハ前陳三十余名ト共ニ給費生之撰ニ当リ入學ヲ許サル。然ルニ同十四年七月給費ヲ廃セラレ此時給費生中多クハ方向ヲ變シ本校ヲ去リ東京或ハ大阪ニ遊學シテ本校ニ止マルモノ僅ニ小木庠次郎豊田久之助福田吉太郎志水吉之助ノ四名ノミナリ。

小木庠次郎ハ初等中学科卒業后東京職工學校ニ入り其後工部大學ニ転シ學業優等之廉ヲ以テ學資ヲ給セラレ今ニ在學志水吉之助モ東京ニ遊學當時大學英語專修科へ入學センコトヲ望メリ。

其豊田福田之二名ハ初等中学科卒業シ猶モ校ニ止リ高等中学科ヲ修メ終ニ今日ノ結果ヲ得タリ。本校設立以來卒業セシ者五十余名アリシト雖皆四ヶ年之間在學初等中学科ヲ卒ヘシ者ノミ。六ヶ年在學シテ高等中学科ヲ卒業セシハ今回ノ三名ヲ以テ嚆矢トス。之レ啻ニ本校ニ於テ彼三名ヲ以テ嚆矢トスルノミナラズ中學綱領發令以來全國府県立中學校ニ於テ高等科卒業生之嚆矢トスルモ恐クハ溢美ニアラザルベシ。是レ全ク彼等在學中數々教則改正アリシト雖モ常ニ志操ヲ變セス本校ニ止マリ學業ヲ修セシ結果ニシテ實ニ本人ノ幸福ノミナラズ本校ノ一大面目ト存候。

前陳之如ク義五郎外二名ハ全六ヶ年余志操ヲ變セス耐忍勤勉以テ能ク學業ヲ履修シ今日高等中学科ヲ卒業セシモノナレハ之カ賞トシテ特別之御詮議ヲ以テ別紙之通り御賞与被成下度左候へハ一ハ以テ当人等之勤學ヲ徵表シ一者以テ他生員之奨励ト可相成被存候。依テ此段相伺候也。

追而御聞届之上者生徒賞与費七十八円ノ内ヨリ支払候積リニ付此段申添候也。

明治十七年七月九日 中学校長 今立吐醉(印)
 京都府知事北垣国道殿代理
 京都府大書記官尾越蕃輔殿

目録

- 一、ガノー大物理書 田中義五郎 代価金七円五拾銭
- 一、セキスペアー詩類 豊田久之助 代価金四円
- 一、全 上 福田吉太郎 同

○学生転学

①『徳重文書』第九卷、8690—8692 pp.

昨廿二日原田五等属ヲ以テ本校生徒華族日野西義丸已下二名東京
 学習院へ転学ノ得失如何ヲ御下問相成候ニ付左ニ卑見陳述仕候。

目今東京学習院ノ授業管理ノ方法如何ヲ承知不仕候得共其本校ニ
 優ル万々ナルコト確信仕候。今般右三名ノ生徒転学ノ举有之候ハ、
 定而幽谷ヲ出テ、喬木ニ遷ルノ感有之ベクト奉存候。併シ該生徒本
 校へ入学以来ノ成績ニ徴シ候ニ其学業ノ進歩遅鈍ニシテ他生徒ト比
 肩スル不能。且日野西義丸ヲ除テ他ノ二名ハ身体虚弱ニシテ病氣ノ
 為メ休校スル事屢々有之。其成業ノ処モ如何ト無心元奉存候得共換
 地触新ノ功ハ医薬撰生ノ上ハ他日刮目以可見之成業モ可有之歟。且
 東京ハ本邦文明ノ淵源ニシテ目撃スル所皆智識開發ノ具トモ可相
 成ニ付此度ノ挙ハ該生徒ノ為メ幸福ノ至ト奉存候。然ラハ一利アレ
 ハ必ス一害之ニ伴ナフ理モ有之。文明繁美ノ地ハ其弊害モ随而多ク

該生徒等猶妙齡善ニモ悪ニモ感染シ易キ者ニ候得者或ハ其方向ヲ誤
 ルノ虞無之トモ難被申候。学習院ニハ教員其人モ数多可有之薰陶周
 密得其宜候得者其辺等之懸念モ有之間敷与相考候ニ付今般日野西義
 丸外二名ノ転学旁以可然ト奉存候。此段謹而御下問ニ対シ言上仕候
 也。

明治十八年六月廿四日 京都中学校長 今立吐醉(印)
 京都府知事 北垣国道殿

○授業に関する事

①『徳重文書』第九卷、8643—8646 pp.

生徒授業料之義ニ付伺

本校新築工事ノ為メ経伺之上本年三月八日ヨリ臨時休業罷在五月
 十九日ヨリ起業致候就而ハ生徒授業料ハ月別ヲ以取立可致成規之処
 三月ハ僅二十日以内ノ教授ヲ施シ五月十九日ヨリ始業候義ニ付前後
 二ヶ月ニテ一ヶ月未滿之授業日数ニ付五月分授業料ハ取除キ可然哉
 相伺候何分之義至急御指令被成下度候也

明治十八年六月十九日 京都中学校長 今立吐醉(印)
 京都府知事 北垣国道殿

②『徳重文書』第九卷、8370—8371 pp.

生徒取締 明治十六年度 京都中学

一、教場ヲ巡察シ生徒ノ品行勤惰ヲ監督ス
 一、学科課程授業時間及ヒ生徒ノ試業ニ付意見ヲ長ニ稟議スル事

- 一、学期臨時試業ノ科目順序日割表ヲ調製スル事
- 一、生徒校則ニ違フ者アラハ其情状ヲ審査シ規則ニ照シ処分方ヲ長ニ議ス

- 一、生徒ノ出欠遅刻ヲ調査ス
- 一、生徒ノ患者表ヲ調製スル事
- 一、毎月一回生徒ノ一覽表ヲ調製スル事
- 一、教場并ニ其備付品破損ノ箇所アレハ之ヲ審査シ書記ニ報告ス
- 一、校長ヨリ臨時命スル処ノ事件ヲ取扱フ事

③『徳重文書』第九卷、8374—8378 pp.

宿題之件 明治十六年度 京都中学

作文□教図画等諸宿題議決左ニ

譬ハ作文ニシテ其収稿之日其稿ヲ持参セザル者其翌日之ヲ受取シ添刪之上遅印ヲ加ヘ還附ス好文辞疵ナキ者ハ百点ヲ与ヘ十点ヲ減シテ点記簿ニ登ス若シ三日目ニ持参之者ハ受取シ添刪スルモ零点トス但シ病氣ニ而達三日続テ欠課スル者ハ此限ニアラス

④『徳重文書』第九卷、8377—8378 pp.

修正案 明治十六年度 京都中学

總テ宿題ハ其教員ヨリ示シタル収稿日ニ必ス持参スルモノトス若シ持参セスシテ其翌日之ヲ持参セハ添刪之上遅印ヲ加ヘテ還附ス但シ翌日持参ノ者ハ評点ヨリ十点ヲ減シ三日目ニ持参ノ者ハ二十五点ヲ減シ三日后持参ノ者ハ受取シ添刪スルモ之ヲ零点トス

若シ病等ニテ三日間続キテ欠課スル者ハ此限ニアラス
先日議決ノ通りヲ可トス

○教育觀・教育思想

①『徳重文書』第九卷、8265—8280 pp. 原文には句読点はないが、

付した。

中学ノ旨趣 (議案取調書類 明治十五年)

中学ハ、上等ノ普通学科ヲ教ユル学校タルヤ論ヲ待タスト雖、一般ニ上等ト云フトモ地方学事ノ盛衰ニ関シテ其度ヲ異ニセサル得ス。又其学科ニ至リテモ、普通中、又地方ノ要否ヲ図リテ、其適當ナルモノヲ撰シテ他ニ勝リテ教授ヲ重ンセサル可カラス。其要、唯地方ノ子弟ヲ教育シテ其地ニ於テ業ヲ執リ務ヲ成スノ際ニ当リテ、善ク事理ニ疎トカラサルノミナラス、進取敢為ノ氣ヲ發起シ、事ニ従フニ於テモ渋滞ノ患ナカラシムルニ在リ。我京都府下ハ明治維新ノ初年ニ於テ首トシテ学ヲ起シ、天恩殊ニ隆渥ニシテ、大中小ノ学校悉ク具ハレリ。而御輦輿東征スルニ及ンテ、学事一旦衰退ノ色ヲ顯ハセシト雖モ、幸ニシテ府下ノ人民、教育ノ必要ナルヲ曉トリ、校舍碁布排列シテ、畜ニ衰微ヲ恢復セシノミナラス、反テ全国ノ小学校ノ矯矢セラル、ニ至レリ。

我府下ニ於テハ小学ノ数如此夫レ盛ナリト雖モ、上等ノ学科ヲ教ユル学校ニ至リテハ、府下八十万ノ人口中僅カニ此京都府中学一校アルノミ。故ニ、後來、学事ニ益々隆旺スルニ随フニ、二校或ハ三校ヲ要スルニ至ランコトヲ期望ス。

此中学ニ於テ自今教授スル所ノ上普通学科中ニ就而重ニスル所ノモノハ、数学、物理、化学、及ヒ文章ナリ。債々方今宇内ノ景況ヲ察スルニ、人智ヲ養成シテ殖産工芸ノ道ヲ盛ニスルヲ、是レ務ム故ニ、人智ノ開ケタル国ハ富シテ兵強シ。英独仏ノ如キ是レナリ。我日本全国ニ就而看ルニ、自今殖産工芸ノ道ヲ講究スヘキノ急ナル今日ヨリ甚シキハナシ。而欧米各国ノ今日ノ富強ヲナス基ヒハ、数学、物理、及ヒ化学ノ三科ニアリ。斯三科ノ相倚リテ国ノ富強ヲ維持スルコト猶鼎ノ三足ノ如シ。是即チ人智ノ開進スルノ基礎ナリ。而シ文章ノ用ハ畜ニ文字章句ノ学ニ終ラス。自己ノ知識意見ヲ吐露スルニ、或ハ書ニヨリ、或ハ言詞ヲ以テ己レノ思想ヲ人ニ及ホスニ、其緩急順序宜シキヲ得セシムルハ、文章ニアリ。

我京都一区域ニ就テ看ルニ、此地ハ、古来王城ノ地ニシテ、山水ノ美ヲ占メタレハ、人々ノ思想自ラ優美ニシテ、日本社会ノ上流ニ位セリ。之レニヨリテ、其製出スル所ノ産物ニ於テ自ラ其氣質ノ高尚ナル所ヲ帯ヒ、全国ノ産物、其右ニ出ルナシ。此ヲ以テ我京都ノ安寧ニ関スル処、重モニ其産物ニ依レリ。今や王城東移シ、茲ニ年アリ。我国無比ノ優美ノ浏览ハ已ニ東京府ノ人民ノ有スル所トナレリ。我京都人民ハ其風儀ヲ養成セル所ノ一大原因ヲ失ナヘリ。山水ハ依然旧時ノ景色ヲ改メスト雖モ、山水素無氣力ナリ。安クシソ我京都人民ヲ興起スルノ勢力アランムヤ。山水ノ美、已ニ頼ムヘカラス。王城、已ニ墟トナレリ。我京都ノ幸福ヲ維持スヘキモノハ誰ソヤ、府下ノ人民ナリ。然レトモ人民ハ活動物ナリ。山水ノ如ク旧様ヲ改メスンハ、是無氣力ノ人民ナリ、是レ人民、社会ノ用ニ反セ

リ。社会ニシテ進動ノ勢ヒナクンハ、必ス退歩スルハ、天理ノ常數ナリ。誰カ百歳ノ後、我京都ヲシテ今日ノ奈良ニ彷彿タラシムルヲ欲スルヤ。誰レカ我京都ノ美産名物ヲシテ他処ニ移リ、永ク其跡ヲ京都ニ絶タシムルヲ欲スルヤ。

我京都ノ人民ニシテ京都ヲ愛スルノ心アラハ、必ス京都ノ名誉ヲ永世ニ伝ヘテ、自ラ京都ノ人タルヲ誇ルナルヘシ。今、京都ノ幸福ヲ維持シ、其名譽ヲ永ク伝ヘント欲セハ、宜ク其子弟ニ就テ之ヲ図ラサルヘカラス。今日京都ノ産物ニシテ尚世々喝采ヲ博スル所以ハ、多年習慣ノ功ニ職トシテ之レ由ル。方今他府県下ニ於テハ孜ニトシテ京都ノ産物ヲ模造シ、価ヲ市場ニ争フニ至レリ。我京都ノ人ニシテ増々彼レ凌駕スルノ進歩ヲ加ヘサレハ、数年ナラスシテ彼輩ノ遂ニ我京都ノ名譽ト幸福ヲ併セテ奪フニ至ルヘシ。之ヲ防クニ於テハ果シテ何ノ策カアル。只殖産興業ノ道ヲ益々講究シ、人智ヲ開達シテ、以テ我産業ヲ改良スルニ在リ。其之ヲ為スハ欧米各国、主トシテ人智ヲ陶冶スルニ、数学、物理、化学ノ三科ヲ以テ第一歩トセリ。我政府ニ於テモ既ニ之ニ則トリテ、以テ東京大学及ヒ工部大学ニ於テハ斯三科ヲ兼修セシメテ、以テ専門諸科ノ基礎トナセリ。今、我京都ノ産業ヲ改良セント欲スルハ、又宜ク此三科ヲ以テ基トナスヘシ。是則チ此中学ニ於テ三科ノ学ヲ重シテ、之ヲ助クルニ文章学ヲ以テスル所以ナリ。案スルニ古来我国ノ学ハ經書文学ニ止リテ物理、化学等ノ学ハ夢ニタ講究セサリシカ故ニ、斯等ノ學術ノ文章ハ一切之レアルコトナシ。初学皆原書ニ就而学ハサルヲ得ス。近来一二ノ訳書、世ニ行ナハル、ト雖モ、多クハ疎ニ失セサレハ、

或ハ杜撰ニ歸ス。又一二ノ良訳書ナキニシモ非スト雖、物理、或ハ化学ノ初歩ニ止マレリ。苟モ斯学ノ初歩ノ知識ノミニシテ足レリトセハ止マン。然リト雖モ、世ニ有益ノ業ヲ起サントスルニ於テハ此知識ヲ擴張セサルヘカラス。而シテ高等ノ学ニ進マントスルニ、当テ乍チ其訳書無キニ苦ム。遽カニ外国語ヲ学ハンカ。年已ニ長スレハ、從ツテ記憶力ヲ損ス。其迂^レモ亦甚シ。此ニ看ル所アリテ、此中学ニ於テハ特^レ英語学ノ科ヲ設ケテ初学ヲ導キ、語学ノ力、漸ク進ムニ及ンテ、原書ニ就テ数学、物理等ヲ学ハシム。其要ハ輕捷之ヲ解読セシ。併セテ物理、化学ノ初歩ヲ解得セシムルニアリ。或日ク、書ヲ解セント欲スルハ、宜ク訳解ニテ足ル可シト。此言一理アルニ似タレトモ、未タ深ク自ラ考究セサルノ想像説ナリ。訳読ト直読ト其迂捷果テ如何、況ンヤ意義ノ通スルノ速カナル、直読ニ如クハナシ。加之、物理及ヒ化学ノ言語ニ於テハ訳解スヘカラサルモノアリ。之ヲモ思ハスシテ、只訳読ヲ主張スルモノハ、抑モ自ラ究メスシテ他ヲ迂路ニ導クモノナリ。

前途子弟ノ發達ヲ図リ、殖産興業ノ道ヲ并セテ我京都ヲ維持スルニ方リ、自今英語学ヲ要スル。夫レ如シ。仮令此校ノ生徒ヲシテ悉ク他日産業ヲ殖益スルノ道ニ就カシムル能ハスト雖モ、方今外国ノ事物、盛ンニ我国ニ行ハレ、又貿易ノ業、益々擴張セラル、ニ於テハ、外国人トノ交際、日ニ蜜ニ赴クハ世潮ノ然ラシムル所ナリ。此社会ニ棲息シテ高等ノ学ニ従事スルモノ、彼国ノ語ニ通シ、彼国ノ事情ヲ諳ンセスシテ豈可ナランヤ。況ンヤ我京都ノ如キハ屢々外国人ノ歴遊スル地ニシテ、且ツ外国ヨリ直チニ産物ヲ購求シ来ルアル

ヲヤ。此ノ如キ場合ニ臨ンテ彼国語ニ通スルノ人ナキトキハ忽チ目前ノ杆格ヲ起スノミナラス、当ニ得ヘキノ利益ヲ取ラスシテ止ムノミ。

斯等ノ事情ヨリ推シテモ英語学ノ有益ナルコト、我京都ニ於テハ大ヒナルカ故ニ、特ニ英語学ノ科ヲ設ケテ、一名ノ外国人ヲ雇ヒ入レ、二三ノ助教員ト共ニ、之ニ従事セシム。其成果、今日ニ就テ云ヘハ、八級ノ生徒ニシテ始メテ英学ヲ学ヒシモノ、四級ニ進ムニ及ンテ畧ホ英語ニ通シ、原書ニ付テ日課ヲ答ルニ英語ヲ以テスルニ至レリ。而シテ一級ニ進ムニ至リテハ益々成熟シテ、畜ニ英語ヲ以テ問答ヲ為而能クノミナラス、能ク記事論説文等ヲ綴リ得ルニ至レリ。普通ノ学科ヲ学フ傍ラ英語学ヲ修シテ能ク此度ニ達スルハ実ニ好結果ト称スヘシ。

總シテ我中学ヲ觀ルニ、其学課ハ、他府県ノ中学ヨリ稍々高等ナルハ我京都ノ学、歩ハ小学ノ開設、他ヨリ速カニシテ、稍起過セル度ヲ計リテ、之ヲ設ケシナリ。又英語学ヲ設シハ前章陳フル所ノ目的ヲ達セシメンカ為ナリ。而シテ此中学ヲ卒業セシ生徒ノ学力能ク東京大学予備門ノ卒業生ニ匹敵スヘシ故ニ、此中学ヲ卒業セシ子弟ハ直ニ彼大学、或ハ工部大学校ニ入りテ一科専門ノ業ヲ修メ、之ヲ實用シテ、我府下ノ殖産興業ニ従事シテ、京都ノ幸福ヲ未タ散セサルニ維持シ、今日ノ繁榮ヲシテ他日ニ相倍蓰スルニ至ルヘシ。嗚呼、京都ノ人民ニシテ其先祖相伝ノ家業ヲ伝ヘ、之ヲ維持セント欲セハ、須ク此中学ノ子弟ニ就而之ヲ図ルヘシ。目下財ヲ抛テ学校ヲ維持スルハ、他日其利百倍シテ入ルノ間接ノ商法ナリ。夫レ之ヲ諒

セト云爾。

②『徳重文書』第九卷、8359—8367 pp. 原文には句読点がないが、付した。

工業化学ノ主旨 (明治十六年四月)

工業化学ハ、化学ノ原理ヲ応用シテ、粗悪ノ物質ヲ変更シテ適用ノ物品トナシ、或ハ種々ノ贅品廃物ヲ有用品ニ改製スルノ方法ヲ論スル學術ナリ。故ニ、化学術ノ範圍、極メテ大ニシテ、百般製造工芸殆ソド化学術ノ力ヲ仮ラザルモノナシ。即チ左ノ諸製造ハ工業化学ニ属スル所ノ緊要ナルモノナリ。

- 金屬製造 合金 鍍金 金屬塩 鉍質顔料 火薬 食塩 硫黄
- 硫酸 硫酸曹達 炭酸曹達 苛性曹達 硝酸 塩酸 塩素 漂白粉
- 安護尼亞塩類明礬 陶磁器 披璃 漆灰 砥 澱粉 砂糖
- 酒類 醬油 醋 油 蠟燭 石鹼 革 膠 引火奴 漂白術 有機色料
- 浸染術 捺染術 燃料 爐造法等

工業化学ト他ノ学科トノ關係

何学科ニテモ多少他ノ学科ノ助ヲ仮ラサルモノナシト雖モ、就中、諸学科ノ關係ノ廣大ナルハ、工業化学ナリトス故ニ、苟モ工業化学ヲ修メ、他日製造ノ素ヲ興シ、或ハ之ヲ改良セント欲スル者ハ、先ツ其關係スル所ノ諸学科ノ大意ヲ通曉スルヲ必要トス。然ラサレハ工業化学ノ学理ヲ理解スル事、頗ル困難ナルヘシ。其關係ノ極メテ親密ナル左ノ学科ハ必ス予メ学ハサルヘカラサルモノトス。

普通化学 分析化学 物理学 重学 器械学 数学 金石学 動物学 図学

工業化学ト製造実業ノ關係

夫レ學術ト実業トハ常ニ密着ノ關係ヲ有スルモノナリ。學術ハ、実業ニ由テ經驗セシ所ノ事實ヲ以テ学理ヲ定メ、実業ハ、學術ノ定則ヲ応用シテ之ヲ実地ニ施行シ、実業學術ノ二者互ニ因果トナリテ國ノ文明ヲ進歩セシムルモノナリ。試ニ工業ノ繁盛ナル欧州諸國ノ近況ヲ見ヨ。欧州大陸ノ諸國、即チ瑞西、白耳義、独逸、仏蘭西等ノ諸國ハ、今ヲ去ル事、凡ソ二十年前ヨリ大ニ工業ノ教育ヲ擴張シ、頻リニ博覽會、共進會等ヲ開設シ、又大ニ工芸学校、職工夜学校等ヲ國中ノ所々ニ創設セシヨリ 著ク工業ノ趣味ト巧技ヲ上進セシメ、以テ工業國ト称スル英國ニ超駕スルニ至レリ。殊ニ独乙國ノ染料製造所ノ如キハ、鋭敏ノ化学者ヲ以テ、其主任者トナシ、之ニ加フルニ諸工業学校ニ於テ既ニ充分ノ教育ヲ受ケタル者、三四名ヲ助手トナシ、日々染料製造ニ関スル事實ヲ精密ニ調査シ、且之ヲ試験セシメ、勉メテ簡便ノ製法ヲ撰用シテ、以テ精美ノ染料ヲ製造スルニ汲々タリ。且製造所内ノ管理、宜キヲ得テ、大ニ冗費ヲ省約シ、製造上ノ利益モ頗ル浩大ナリト云フ。然ルニ英國ノ如キハ製造場ノ主任者ハ多ク學術ニ通セズ、往々定理ニ反スル旧法ヲ施行スルモノアリテ、畢竟、工業教育ノ布蔓シタル國ト製法品ノ巧妙、及商業上ノ利益ヲ競争スルモ、失敗ヲ免レザルナリ。現ニ四五年前ヨリ白耳義、仏蘭西ノ如キハ著ク砂糖精製法ヲ改良シ、簡便ノ器具ヲ使

用シ、善美ノ白砂糖ヲ精シ、之ヲ廉価ニ販売ヲ始シヨリ、英国ノ同業者、忽チ其影響ヲ受ケ、一時ニ破産シテ今日三万人余ノ職人、其糊口ヲ失スルニ至レリ。此レ種々ノ原因ニ歸スルト雖モ、主トシテ其主任者ノ製造法ヲ改良スルト否ラザルトニ由ラサルベカラサルナリ。是ニ於テ英国ハ、大ニ奮発シテ急ニ委員ヲ撰ヒ、欧州大陸諸国ノ工業実況ヲ調査セシメ、学制ヲ改正シ、且ツ工業奨励会ヲ設ケ、専ラ製造品ノ改良ヲ奨励スルニ勉メリ。然ルニ時期已ニ後レ、容易ニ之ヲ挽回スルヲ得ス。英国ノ如キ文明国ニテモ斯如キ景況ニ至レリ。実ニ學術ト実業ノ關係広大ナリト云フヘシ。

工業化学改良ノ目的

上文略述セシ知ハ、今日欧州諸製造ノ開達セル所以ノ者ハ全ク実業者、学者者ノ両方、互ニ因果ヲナシテ然ルナリ。従ツテ從來經驗上ヨリ得タル所ノ手工ヲ以テ自ラ満足シ、更ニ學術ノ力ヲ仮ラザレハ、其進歩甚タ緩慢ナル事、明瞭ナリ。而シテ工業化学、益進歩スレハ、其原理ヲ応用スル諸製造モ亦タ随テ之ヲ改良セサルヘカラス。其改良ノ事件、甚タ多シト雖モ、工業化学ニヨレバ主トシテ左ノ三件ニ歸スルナリ。

- 一、製造ノ原品ヲ漫用セザル事、及製造ノ際ニ生スル所ノ廢物ヲ改良利用スル事
- 一、燃料ヲ節儉スル事
- 一、最簡便ナル製造法ヲ撰択シテ製造時間ヲ減少スル事

この①と②については文責名が記述されていないが、今立吐醉が校長時代の論稿であり、彼の教育観を記述したものと考えられる。特に後者の工業化学の必要性については、彼が当時の最新の理化学をペンシルベニア大学で修得して帰国していることから言えば、当然の論調であり、先に翻刻した明治十八年度の工業化学専修科の学生募集伺いからも彼の論稿であることが分るであろう。また、明治十五年二月十八日の日付けで今立吐醉に対して学務課長の野村彦四郎から次のような通達が出されている。即ち、「貴校内ニ理文法三専修科ヲ置ク議ハ御上申之通昨十七日裁決相成候間不取敢及御申報候也」(『徳重文書』第二卷、1238 pp.)と。これは、吐醉が校長職に就く前の監事るときに出されたものであるが、既に専修科の構想を持っていたことが分る通達であり、「中学校の主旨」に於て考えられていた専門的な理化学教育と英語学教育とも符合するものである。

吐醉は、もとよりアメリカ留学から英語力があり、英語のもつ意味を理解していた人物である。特にネイティブの英語学教育は、理化学教育に不可欠と考えていた。このためネイティブの教師に対しては彼は十分な配慮をもって対処していたことが、『徳重文書』から分る。その一部をここで翻刻しておく。

③ 『徳重文書』第九卷、8856—8857 pp.

外国教師教場ニ於煖炉使用ノ儀ニ付上申

先般官署建物中ニ於テ煖炉使用之儀自今相廃候ニ付而ハ特別使用之分ハ其旨上申可致被命候付本校ニ於テモ其御趣意ニ抛リ諸教場煖

炉相廢候得共外国教師ポールドウキンハ外国人之事ニ候得ハ其成立
モ内国人と違ひ殊ニ頃日感冒懸居教場の寒湿ニ難堪候由申立候ニ付
精々注意ヲ加ヘ一兩週間特ニ寒冷之日ニ於テ而已煖炉相用候様致度
此段上申仕候也

十六年二月廿三日

中学校長 今立吐酔

京都府知事 北垣国道殿

こうしたネイティブの教師に対する配慮にも彼の教育観が色濃く反映
しているように思われる。

IV 今立吐酔の教育資料の今後

今回本稿で翻刻した教育資料は基本的に今立吐酔の教育思想と教育
実践を研究する上で不可欠なものである。しかし、今回翻刻しなかつ
た資料で彼の教育実践の理解に重要と思われるものがあるが、それは
別の機会に譲りたいと思う。

しかし、こうした資料群の中で不思議に思うのは、京都の教育界か
ら囑望されていたにも拘らず、第三高等中学校の京都設置が決まった
段階で教育界を去り、外交官に転じたことである。この経緯について
の資料は今のところ全く見つかっていない。教師と外交官とは生き
方のうえで雲泥の相違があると思われるが、吐酔研究に於て残る問題
である。

そしてそのことと共に思われるのは、彼が本来教育者として期待さ
れた背景には、西洋近代で発達した最新の理化学を修得していたから

であるが、そうした科学者としての側面がどうなったかということ
である。上記の翻刻した資料から理化学に対する彼の篤い思いが伝わ
てくるが、外交官に転じて以後の資料にはそうした側面が全く出てこ
ないのである。

『修猷館百八十年史』によると、吐酔は、明治二十五年七月十五日
に黒田長成館長の代りに修猷館館長代理に就任して二十七年八月七日
まで丸二年間、また『兵庫県立神戸商業高校九十年史』によると、明
治二十七年八月八日から二十八年六月まで約十ヶ月間校長職に就く。
しかし、この二年十ヶ月の教育活動に関する教育資料は殆んど残され
ておらず、ましてや彼の科学者としての本来の面目を示す資料は全く
見られないのである。上記の二つの『年史』に於ける吐酔についての
記述も極めて簡単なものである。こうした現実から言うと、改めて資
料の発掘がこれからの課題であるように思われる。

しかし、吐酔の教育人生は、滋賀県立商業学校の校長を辞職する
四十前半で終わったように思われる。『京一中洛北高校百年史』には第
七高等学校や長崎高等商業学校などにも奉職したという記述がある
が、私の調査した限りではそうした事実を発見することはできなかった。
京都府尋常中学校校長以来教育界で思想家として活躍した清沢満
之の生涯が四十年間であったことから言えば、吐酔もほぼ同じ年歳を
教育に捧げたということができるが、今日の両者に対する評価は雲
泥の差である。私は、こうした相違が起こる根本の原因は、吐酔が京
都の教育界を去ったときに始まったのではないかと思う。吐酔も、日
本社会が近代化を推進する時期にあって最も囑望された人物の一人

であったことから言えば、決して満之に劣るものではなかった。しかし、修得した学殖を十分に生かされなかったところに吐酔の根本問題があったのではないかと思われる。今後とも彼の資料発掘とともにそうしたことを跡づけたいと思う。

注

- (1) 拙稿「今立吐酔の教育思想」(『京都産業大学日本文化研究所紀要』第六号、平成十三年三月)、および同「今立吐酔の宗教観と教育実践」(『京都産業大学論集』人文科学系列第29号、平成十四年三月)を参照。
- (2) ペスタロッチー『隠者の夕暮・シュタンツだより』(長田新訳)、岩波文庫、一九九五年、四〇頁。
- (3) 同文書は京都の「京都市総合教育センター」(元永松記念教育センター)と「京都市学校歴史博物館」に所蔵されている。
- (4) 拙稿「京都府中学校初代校長今立吐酔に関する資料の検討と翻刻」(『京都産業大学日本文化研究所紀要』第五号、平成十二年三月)参照。
- (5) 京都市立総合資料館編『京都市百年の年表 5 教育編』、昭和四十三年、六四頁。
- (6) 『東京帝國大學五十年史 上冊』第一卷第二篇補遺を参照。
- (7) 『京一中洛北高校百年史』昭和四十七年、一一四頁。

The Study about the Educational Materials Connected with Tosui Imadate

Kakushou KAWAMURA

Abstract

One of the purpose of this essay is to reprint the educational materials connected with Tosui Imadate who played the roll of the first principal of secondary school which Kyoto prefecture established in the Meiji-time (明治12年). And the other is to offer the materials in order to study his location in Kyoto's and Japanese history of education.

Tosui Imadate is the educator who played the important roll in the educational world of Kyoto in the dawn of a new age of modern Japan. There is the religious thought in the background of his educational practice. We can regard it as the form of brief of Shin-buddhism which rev. Shinran opened. Therefore the reprint of his materials gives us the clues which elucidate his thought of education.

The another purpose of this essay is to select the Tosui's materials if they are true. Thinking such things, we will reprint the educational materials connected with Tosui Imadate.

Keywords: educational historical location, religious thought, the form of brief of Shin-buddhism which rev. Shinran opened, the thought of education, select